

国保料は国保の重要な財源です。

国保の財源は、皆様の納める国保料、国からの補助金等、病気やケガで病院等にかかったときに窓口で支払う一部負担金等のみつつの財源により成り立っています。

国保はみなさまの国保料で支えられています。国保料は必ずのう期限までに納めましょう。

国保料は平等割、均等割、所得割のみつつの計算方法により構成されています。

平等割とは、1世帯に対してかかる金額

均等割とは、世帯の中で国保の被保険者数に対してかかる金額

所得割とは、世帯の中で国保の被保険者の所得に対してかかる金額です。

国保料は世帯単位で計算して世帯ぬしに賦課されます。

市町村によっては資産割も賦課している場合があります。

国保料は前年の所得をもとに計算されます。

令和7年度の国保料は、令和6年1月から12月までの所得をもとに計算されます。

所得が一定基準以下の世帯は、国保料が7割、5割、2割の軽減措置があります。

未就学じのいる世帯は、未就学じにかかる均等割が5割軽減されます。

さんぜんさんごの国保料の免除について

届け出をすると、出産する予定または出産した被保険者の所得割・均等割のうち、さんぜんさんごの期間に相当する4か月分が免除されます。たたい妊娠の場合は6か月分が免除されます。

国保料は加入資格のできた月から発生します。

国保料は、加入した月から発生します。届出が遅れると、加入した月や転入づきまで遡って納める必要があります。

例えば、他の市区町村から転入したときは、転入した日から国保料を納める義務が生じます。

また、退職で職場の健康保険がなくなったときは、退職びの翌日から国保に加入し、国保料を納める義務が生じます。

40歳から64歳までのかたは介護保険料分が含まれます。

40歳から64歳のかたへ 国民健康保険に加入している場合、介護保険分もあわせて国保料として納めます。

医療保険分と介護保険分を別々に支払うことはできません。

国保料についてのよくあるご質問を次にふたつ掲載します。

質問 今のところ元気で、治療を受ける必要は無いのに、それでも、国保料を納めないといけないの？

答え はい。必ず納めてください。たとえ今は元気で、いつ病気になるか分かりません。万一、病気になると多くの医療費が必要になることもあります。

国保は、そのような時心配なく、治療が受けられる制度です。皆様が、それぞれの収入等に応じて、国保料を出し合い、助け合っていこうというのが国保の理念でもあるのです。

質問 いつまでも滞納していると、どうなるの？

答え 特別な理由がなく、のう期限から1年を経過しても滞納を続け、納付相談にも応じない場合は、特別療養費の支給に変更となります。

その場合、病院の窓口での支払いが医療費の3割または2割で済むところ、一旦10割負担することになり、7割または8割について後日、こくほに はらい戻しの申請が必要になります。

問い合わせ先

高知市 保険医療課 給付担当 電話番号088-823-9359